

議案第 95 号

飛騨市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

消費税率等の引上げに伴う改正及び罰則規定を明文化するための改正

飛驒市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例

飛驒市個別排水処理施設条例（平成16年飛驒市条例第229号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第26条の見出しを削り、同条中「使用料」を「使用料等」に、「過料に処する」を「過料に処することができる」に改め、同条を第27条とする。

第25条の次に次の1条を加える。

（罰則）

第26条 次に掲げるものは、5万円以下の過料に処することができる。

- (1) 第6条の規定による確認を受けずに排水設備等の新設等を行った者
- (2) 第7条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (3) 排水設備等の新設等を行って第15条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
- (4) 第21条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (5) 第6条第1項の規定による申請書若しくは図書、第6条第2項若しくは第16条の規定による届出書、第21条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第25条の次に1条を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（使用料に関する経過措置）

2 この条例の施行日前から継続している使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、改正後の第18条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

飛騨市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例 (案) 要旨

1 改正の趣旨

消費税率等の引上げに伴う改正及び罰則規定を明文化するための改正

2 改正の内容

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第86号）により、消費税率及び地方消費税率が引上げられることに伴い、消費税率及び地方消費税率について規定している箇所を改正する。

また、併せて行為に係る過料の罰則規定を追加する。

3 施行日

(1) 令和元年10月1日

(2) 過料の罰則規定に関する部分 令和2年4月1日